脳ＭＲＩ等検診受診助成金交付要綱

（令和５年度）

公益社団法人長野県トラック協会

（目的）

第１条　公益社団法人長野県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）所属運転者の脳疾患等を起因として発生するおそれのある交通事故を未然に防止するため、専門の検査機関で実施する脳ＭＲＩ等の検診を受診した際の費用の一部を助成することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、会員の長野県内営業所で常時選任された運転者のみとし、当該**運転者の満年齢が 40 歳以上の者**とする。

但し、同一運転者に対しては、年間１回のみとする。

2. 会員の**助成対象人数は次のとおりとする。**

協会届出車両台数　30 両未満　5 名

30 両以上　10 名

（助成対象検診）

第３条　助成対象とする検診は、脳ドックなどの脳ＭＲＩ検診（頭部ＭＲＩ／ＭＲＡを含んだもの）とする。

（助成金額）

第４条　助成金額は、**脳ＭＲＩ等検診受診等に要した費用（税抜）の 1/2 以内、上限 10,000 円（千円未満は切り捨て）とする。**

（助成期間）

第５条　令和５年４月１日から令和６年２月末日までに受診し、受診費用の支払いが完了したものとする。

（受診の事前申込と助成金の申請）

第６条　**助成金の交付を予定する会員は、令和 5 年 12 月 25 日までに、別紙「脳ＭＲＩ等検診受診申込書」を事前に県ト協に提出しなければならない。**

なお、事前申込の後、検診を受診しないこととなった場合は「脳ＭＲＩ等検診申込取下書」を提出しなければならない。

2. 県ト協は、前項の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し予算範囲のなかで承認した場合は、その旨を会員に通知する。

3. 会員は、受診費用の支払いが終了した場合、「脳ＭＲＩ等検診受診助成金交付申請書」により添付資料とともに県ト協会長に申請する。

但し、最終申請期限は、令和６年３月６日とする。

（助成金の交付）

第７条　県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、第４条に定める助成金を交付

する。

(助成の条件)

第８条　協会費の滞納期間が３ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金の返還)

第９条　県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2. 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第１０条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和５年４月１日から施行する。